

京都市文化会館コピー機調達及び保守契約仕様書

1. 総則

本仕様書は、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）が使用するコピー機（以下「物件」という。）の納入者を決定するための入札に適用します。

なお、当該物件はリースによる調達としますので、当財団が別途執行する見積合せにより、契約者となるリース会社を決定します。このため、本入札により決定する落札者は、当財団が決定するリース会社へ物件を納入するものとします。

2. 物件の内容：コピー機本体 デジタルモノクロ複合機 5台（同一機種） （保守点検，搬入，据付（設定）及び調整を含む。）

3. 契約期間：平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間

4. 設置場所：下記京都市文化会館事務室

- (1) 京都市東部文化会館・・・・・・・・・・ 1台
（京都市山科区柳辻西浦町1番地の8）
- (2) 京都市呉竹文化センター・・・・・・・・ 1台
（京都市伏見区京町南七丁目35番地の1）
- (3) 京都市西文化会館ウエスティ・・・・・・・・ 1台
（京都市西京区上桂森下町31番地の1）
- (4) 京都市北文化会館・・・・・・・・・・ 1台
（京都市北区小山北上総町49番地の2）
- (5) 京都市右京ふれあい文化会館・・・・・・・・ 1台
（京都市右京区太秦安井西裏町11番地の2）

5. 使用予定枚数

- | | | |
|-------------------|----|--------|
| (1) 京都市東部文化会館 | 月間 | 1,500枚 |
| (2) 京都市呉竹文化センター | 月間 | 1,500枚 |
| (3) 京都市西文化会館ウエスティ | 月間 | 1,500枚 |
| (4) 京都市北文化会館 | 月間 | 1,500枚 |
| (5) 京都市右京ふれあい文化会館 | 月間 | 1,500枚 |

※上記使用枚数は、保証するものでない。

6. 見積方法：以下の見積金額の総額が最も安価な業者を落札業者とする。

- (1) 物件の納入金額。
- (2) 複合機の1枚当たりの使用料を使用予定枚数で乗じた保守料金。

7. モノクロ複合機 仕様書

(1) 共通仕様

- ・デジタル複写機であること
- ・解像度が600dpi以上であること
- ・ウォームアップタイムが23秒以下であること。（室温23℃の場合）
- ・500枚以上給紙可能なトレイを4段装備していること
- ・100枚以上積載可能な手差しトレイを装備していること
- ・50枚以上積載可能な自動原稿送り装置を装備していること

- ・最大消費電力が 1.5kW 以内であること
- ・自社でのメンテナンスが可能であること
- ・ISO 認証企業であること
- ・プライバシーマーク認証企業であること

(2) 複写機能

- ・ハガキ～A 3 までの複写が可能なこと。
- ・自動両面コピーが可能であること。
- ・省スペース化実現の為、胴内排紙ができること。
- ・ファーストコピータイムが 4.5 秒以下であること。
- ・連続複写速度が A 4 ヨコで毎分 25 枚以上あること。
- ・25%から 400%までのズーム機能を有すること。
- ・自動濃度調整，自動用紙選択，センター／枠消去，回転コピーの各機能を有すること。
- ・操作の手順がわかりやすく表示される液晶タッチパネルを装備していること。
- ・グリーン購入法に適合していること。

(3) プリンター機能

- ・ネットワーク対応プリンターであり，2GB 以上のメモリーを装備していること。
- ・出力解像度はリアル 600dpi 以上で出力可能であること。

8. 保守について

- (1) 納入した機器を正常な状態で使用できるように保守管理を行うこと。
- (2) 保守管理を行うため設置場所に技術員を派遣して点検調整及び特定もしくは一般の部品の交換を行うこと。
- (3) 機器が故障した場合は，当財団の請求により技術員を派遣し，速やかに正常な状態に復旧すること。

9. コピー料金の支払い

- (1) コピー料金は一箇月間の複写枚数に契約単価を乗じて算出し，物件納入業者（以下「乙」という。）が翌月上旬に当財団の各設置場所（以下「甲」という。）へ請求する。
- (2) 一箇月間の複写枚数は，乙において当該機器の点検・整備のために使用したコピー枚数及び乙の責めに帰すべき原因により生じた不良コピーの枚数を減じた枚数とする。
- (3) 甲は，乙からの請求書を受理した日から30日以内に代金を支払う。

10. その他

- (1) 保守金額には，複合機使用に伴うトナーなどの消耗品(用紙は除く)，メンテナンスに係る部品代，作業料等を含むものとする。
- (2) 既存の複合機等の廃棄又はリース会社等への返却については，乙の責任において対応すること。
- (3) コピーサービス機の追加契約
 - ア 今後，当財団からコピーサービス機の追加契約の申し出があった場合，乙とコピー料金のみで追加契約ができるものとする。
 - イ 一般利用者への予定設定価格は1枚あたり10円とするため，著しく高い単価設定は認めないものとする。
 - ウ 収益及び釣銭，消耗品の管理は甲が実施するものとする。
 - エ 硬貨を投入してコピーが可能なコインラックをつけること。

デジタルモノクロ複合機の調達及び保守契約の見積書

物件納入金額 円 A

保守料金単価 円 × 1,500 枚 × 48 ヶ月 = 円 B

(A + B) × 5 館 = 円 C

※ A～C の に金額を記入ください。

※ 記載金額はすべて、消費税および地方消費税相当額を除くものとします。

※ C の金額が最も低価格の業者を決定業者とします。

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 様

平成 年 月 日

(住所)

(会社名)

(代表者)

印